

特定非営利活動法人クラブグリーン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クラブグリーンと称し、英文ではClub Green と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県敦賀市呉竹町1丁目2番16-1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学校及び公園・競技場等の公共施設に対して、芝草などによる緑化及び芝生化を推進する為にその企画から実施までの総合的な事業の展開と、その維持・管理の為に支援とともに公共施設等の運営を行い、住環境の向上と子どもの健全育成の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①緑化・芝生化促進のための調査研究に関する事業
 - ②緑化・芝生化促進のための普及啓発に関する事業
 - ③公共施設等の緑化・芝生化の企画及び管理運営に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上3人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

ならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎

事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 1 2 月 3 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

- 第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	丸岡 樹善
副理事長	石井 俊之
副理事長	篠原 秀和
副理事長	木船 恵美子
理事	壁下 勝
理事	平井 祐介
理事	碓 望
理事	阿部 正貴
理事	小坂 政徳
理事	中島 佳代子
監事	村井 憲一
- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から27年3月31日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から25年12月31日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

		入会金	年会費
正会員	個人	0円	0円
	団体	0円	0円
賛助会員	個人	0円	5,000円
	団体	0円	5,000円

附則

この定款は、平成25年5月27日から施行する。

附則

この定款は、平成30年4月5日から施行する。

附則

この定款は、令和8年 月 日から施行する。

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人クラブグリーン

1、事業実施の方針

令和7年度の事業内容に沿って、次のような事業を予定している。本法人の定款第5条第1項①の事業として東京、神奈川、滋賀等において講習や実地研修、学習を継続して行う。昨年に引き続き、神奈川湘南造園、東京オフィスショウにて、将来の福井県内スタジアム建設のための芝生管理技術習得のための研修に向かう。②の事業として、福井ユナイテッドFC（サッカー北信越リーグ）の選手を芝生化したグラウンドに招いてサッカー教室を行うとともに、福井のスポーツ環境整備のための活動としてチームのサポートを行っていく。また子供達の健全育成事業も広く行っていく。③の事業として、敦賀市立看護大学とさみどり幼稚園・第二さみどり幼稚園の芝生化継続のための維持管理、敦賀市きらめきスタジアムの芝生管理を引き続き行う。敦賀市内に留まらず、福井県内で日本サッカー協会グリーンプロジェクトインストラクターとして保育園・幼稚園園庭の芝生化を推進していく。公共施設等の管理・運営も行えるようにする。

2、事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲および 予定人数	支出 見込額 (千円)
①緑化・芝生化促進のための調査研究に関する事業	芝草学会	6月	東京	2人	参加者2名	90
	東京都；スタジアム芝生管理（オフィスショウ）	通年	味の素スタジアム 国立競技場 Jビレッジ 京都サンガスタジアム 長崎ピーススタジアム	2人	参加者2名	130
	神奈川県；スタジアム他芝生管理（湘南造園）	通年	・UvanceとどろきスタジアムbyFujitu ・麻生練習グラウンド ・レモンガススタジアム平塚 ・馬入練習グラウンド 横浜Canonイーグルス ・キャノンスポーツパーク 青山学院初等部校庭 茅ヶ崎ゴルフクラブ	2人	参加者2名	130
②緑化・芝生化促進のための普及啓発に関する事業	福井ユナイテッドFC サッカー教室	6月～9月 予定	敦賀市第二さみどり幼稚園 敦賀市さみどり幼稚園 その他芝生化したグラウンド	3人	施設利用者 園児・保護者 不特定多数	90
	福井ユナイテッドFC （公式戦他ピッチ芝管理、試合対応、ライン施行）	6月～11月 予定	福井市9.98スタジアム 他	3人	施設利用者 チーム関係者	210

③公共施設等の緑化・芝生化の企画及び管理運営に関する事業	芝生化実施場所の技術サポート、維持管理	通年	敦賀市立看護大学 敦賀市さみどり幼稚園 敦賀市第二さみどり幼稚園 敦賀市内公園等	4人	施設利用者 学生 園児 不特定多数	3,200
------------------------------	---------------------	----	---	----	-------------------------	-------

(2) その他の事業

なし

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人クラブグリーン

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
		0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
		0
3 受取助成金等		
受取助成金	1,738,000	
		1,738,000
4 事業収益		
①緑化・芝生化促進のための調査 研究に関する事業収入	0	
②緑化・芝生化促進のための普及 啓発に関する事業収入	240,000	
③公共施設等の緑化・芝生化の企 画及び管理運営に関する事業収入	4,000,000	
事業収益		4,240,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		5,978,000
経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
減価償却費	0	
燃料費	405,000	
研修会参加費	200,000	
旅費交通費	470,000	
冬芝種子代金	400,000	
肥料	840,000	
機械整備費	700,000	
消耗品費	585,000	
広告宣伝費	250,000	
その他経費計	3,850,000	
事業費計		3,850,000
2 管理費		

(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	200,000		
旅費交通費	180,000		
減価償却費	27,000		
車両費	30,000		
事務用品費	45,000		
通信費	100,000		
保険料	54,000		
消耗品費	180,000		
広告宣伝費	60,000		
リース費	360,000		
接待交際費	180,000		
租税公課	200,000		
予備費	50,000		
その他経費計	1,666,000		
管理費計		1,666,000	
経常費用計			5,516,000
当期経常増減額			462,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			462,000
前期繰越正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			562,000

令和8年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和8年4月1日から令和8年12月31日

	科 目	金 額 (単位 :	算出根拠(単位 : 円)	
経 常 収 入 の 部	会費・入会金収入	0		
	事 業 収 入	①緑化・芝生化促進のための調査研究に関する事業収入	0	
		②緑化・芝生化促進のための普及啓発に関する事業収入	240	福井ユナイテッドサポート年間契約料=240,000円
		③公共施設等の緑化・芝生化の企画及び管理運営に関する事業収入	4,000	早翠学園維持管理料=1,000,000円 敦賀市内公園芝生管理料=3,000,000円
		補助金・助成金収入	1,738	敦賀市助成金=1,738,000円
		寄付金収入	0	
		雑収入	0	
	経常収入 (A)	5,978		
経 常 支 出 の 部	事 業 費	①緑化・芝生化促進のための調査研究に関する事業費	350	旅費交通費等@50,000円×3回=150,000円 研修会参加費@20,000円×2名×5回=200,000円
		②緑化・芝生化促進のための普及啓発に関する事業費	300	旅費交通費@5,000円×2名×5回=50,000円 広告宣伝費チラシ代50,000円 協賛金@50,000円×3回=150,000円、@10,000円×5回=50,000円
		③公共施設等の緑化・芝生化の企画及び管理運営に関する事業費	3,200	冬芝種子代金@2,000円×200kg=400,000円 消耗品費@65,000円×9か月=585,000円 燃料費@45,000円×9か月=405,000円 旅費交通費高速代@30,000×9か月=270,000円 機械整備費700,000円 肥料@30,000円×20袋=600,000円、@3,000円×80袋=240,000円
		事業費計	3,850	
	管 理 費	役員報酬	0	
		車両費	30	点検料
		給料手当	0	
		旅費交通費	180	10,000円×2人×9回=180,000円
		通信費	100	ソフト10,000円×9か月=90,000円、郵送料10,000円
		事務用品費	45	5,000円×9か月=45,000円
		消耗品費	180	20,000円×9か月=180,000円
		リース費	360	車、PCリース代40,000円×9か月=360,000円
		会議費	200	会議室利用代5,000円×4回=20,000円、お茶軽食代20,000円×9か月=180,000円
		光熱水料費	0	
接待交際費		180	20,000円×9か月=180,000円	
保険料	54	6,000円×9か月=54,000円		
広報費	60	イベントチラシ代		
減価償却費	27			
租税公課	200			
予備費(雑費)	50			
	管理費計	1,666		
	経常支出合計 (B)=事業費+管理費	5,516		
	当期正味財産増加額 (C)= (A)-(B)	462		
	前期繰越正味財産額	100		
	次期繰越正味財産額	562		

令和9年度事業計画書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人クラブグリーン

1、事業実施の方針

令和8年度の事業内容に沿って、次のような事業を予定している。本法人の定款第5条第1項①の事業として東京、神奈川、滋賀等において講習や実地研修、学習を継続して行う。昨年に引き続き、神奈川湘南造園、東京オフィスショウにて、将来の福井県内スタジアム建設のための芝生管理技術習得のための研修に向かう。②の事業として、福井ユナイテッドFC（サッカー北信越リーグ）の選手を芝生化したグラウンドに招いてサッカー教室を行うとともに、福井のスポーツ環境整備のための活動としてチームのサポートを行っていく。また子供達の健全育成事業も広く行っていく。③の事業として、敦賀市立看護大学とさみどり幼稚園・第二さみどり幼稚園の芝生化継続のための維持管理、敦賀市きらめきスタジアムの芝生管理を引き続き行う。敦賀市内に留まらず、福井県内で日本サッカー協会グリーンプロジェクトインストラクターとして保育園・幼稚園園庭の芝生化を推進していく。公共施設等の管理・運営も行えるようにする。

2、事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲および 予定人数	支出 見込額 (千円)
①緑化・芝生化促進のための調査研究に関する事業	芝草学会	6月	東京	2人	参加者2名	90
	東京都；スタジアム芝生管理 (オフィスショウ)	通年	味の素スタジアム 国立競技場 Jビレッジ 京都サンガスタジアム 長崎ビーススタジアム	2人	参加者2名	130
	神奈川県；スタジアム他 芝生管理 (湘南造園)	通年	・Uvanceとどろきスタジアム byFujitu ・麻生練習グラウンド ・レモンガスタジアム平塚 ・馬入練習グラウンド 横浜Canonイーグルス ・キャノンスポーツパーク 青山学院初等部校庭 茅ヶ崎ゴルフクラブ	2人	参加者2名	130
②緑化・芝生化促進のための普及啓発に関する事業	福井ユナイテッドFC サッカー教室	6月～9月 予定	敦賀市第二さみどり幼稚園 敦賀市さみどり幼稚園 その他芝生化したグラウンド	3人	施設利用者 園児・保護者 不特定多数	90
	福井ユナイテッドFC (公式戦他ピッチ芝管理、試合対応、ライン施行)	6月～11月 予定	福井市9.98スタジアム 他	3人	施設利用者 チーム関係者	210

③公共施設等の緑化・芝生化の企画及び管理運営に関する事業	芝生化実施場所の技術サポート、維持管理	通年	敦賀市立看護大学 敦賀市さみどり幼稚園 敦賀市第二さみどり幼稚園 敦賀市内公園等	4人	施設利用者 学生 園児 不特定多数	3,240
------------------------------	---------------------	----	---	----	-------------------------	-------

(2) その他の事業

なし

令和9年度 活動予算書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人クラブグリーン

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
			0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
			0
3 受取助成金等			
受取助成金	1,738,000		
			1,738,000
4 事業収益			
①緑化・芝生化促進のための調査 研究に関する事業収入	0		
②緑化・芝生化促進のための普及 啓発に関する事業収入	240,000		
③公共施設等の緑化・芝生化の企 画及び管理運営に関する事業収入	4,000,000		
事業収益			4,240,000
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
			0
経常収益計			5,978,000
経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
減価償却費	0		
燃料費	400,000		
研修会参加費	200,000		
旅費交通費	500,000		
冬芝種子代金	400,000		
肥料	840,000		
機械整備費	700,000		
消耗品費	600,000		
広告宣伝費	250,000		

その他経費計	3,890,000		
事業費計		3,890,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	260,000		
旅費交通費	200,000		
減価償却費	27,000		
車両費	30,000		
事務用品費	60,000		
通信費	130,000		
保険料	72,000		
消耗品費	240,000		
広告宣伝費	60,000		
リース費	480,000		
接待交際費	240,000		
租税公課	200,000		
予備費	50,000		
その他経費計	2,049,000		
管理費計		2,049,000	
経常費用計			5,939,000
当期経常増減額			39,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			39,000
前期繰越正味財産額			562,000
次期繰越正味財産額			601,000

令和9年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表
令和9年1月1日から令和9年12月31日

	科 目	金 額 (単位：)	算出根拠(単位：円)	
経 常 収 入 の 部	会費・入会金収入	0		
	事 業 収 入	①緑化・芝生化促進のための調査研究に関する事業収入	0	
		②緑化・芝生化促進のための普及啓発に関する事業収入	240	福井ユナイテッドサポート年間契約料=240,000円
		③公共施設等の緑化・芝生化の企画及び管理運営に関する事業収入	4,000	早翠学園維持管理料=1,000,000円 敦賀市内公園芝生管理料=3,000,000円
	補助金・助成金収入	1,738	敦賀市助成金=1,738,000円	
	寄付金収入	0		
	雑収入	0		
	経常収入 (A)	5,978		
経 常 支 出 の 部	事 業 費	①緑化・芝生化促進のための調査研究に関する事業費	350	旅費交通費等@50,000円×3回=150,000円 研修会参加費@20,000円×2名×5回=200,000円
		②緑化・芝生化促進のための普及啓発に関する事業費	300	旅費交通費@5,000円×2名×5回=50,000円 広告宣伝費チラシ代50,000円 協賛金@50,000円×3回=150,000円、@10,000円×5回=50,000円
		③公共施設等の緑化・芝生化の企画及び管理運営に関する事業費	3,240	冬芝種子代金@2,000円×200kg=400,000円 消耗品費@60,000円×10か月=600,000円 燃料費@40,000円×10か月=400,000円 旅費交通費高速代@30,000×10か月=300,000円 機械整備費700,000円 肥料@30,000円×20袋=600,000円、@3,000円×80袋=240,000円
		事業費計	3,890	
	管 理 費	役員報酬	0	
		車両費	30	点検料
		給料手当	0	
		旅費交通費	200	10,000円×2人×10回=200,000円
		通信費	130	ソフト10,000円×12か月=120,000円、郵送料10,000円
		事務用品費	60	5,000円×12か月=60,000円
		消耗品費	240	20,000円×12か月=240,000円
		リース費	480	車、PCリース代40,000円×12か月=480,000円
		会議費	260	会議室利用代5,000円×4回=20,000円、お茶軽食代20,000円×12か月=240,000円
光熱水料費		0		
接待交際費		240	20,000円×12か月=240,000円	
保険料		72	6,000円×12か月=72,000円	
広報費	60	イベントチラシ代		
減価償却費	27			
租税公課	200			
予備費(雑費)	50			
	管理費計	2,049		
	経常支出合計 (B)=事業費+管理費	5,939		
	当期正味財産増加額 (C)=(A)-(B)	39		
	前期繰越正味財産額	562		
	次期繰越正味財産額	601		